

交検 37 名の要員削減反対！！

3 万 km から 6 万 km に延伸して、安全は確保されるのか！？

2016.1.6 地本は、申 13 号として幹鉄事に申し入れ！

「交番検査体制の見直し」に関する申し入れ

2015 年 12 月 9 日、会社は交番検査周期延伸を前提とした「交番検査体制の見直し」について提示した。しかし、基本的に現在 3 万キロ毎に施行している検査を「6 万キロ施行」にするのは、会社が日頃から言っている『安全最優先』に反する行為である。また、その「基準」となる国土交通省令についても、都合よく拡大解釈していると考えられる。よって以下のとおり申し入れるので、早急に協議の場を設定し誠意ある回答をすること。

記

I. 交番検査周期延伸に関する事項について

1. 交番検査の周期延伸は、国土交通省令 151 条及び国土交通省告示 1786 号により「新幹線電車は、三十日又は当該車両の走行距離が三万キロメートル超えない期間のいずれか短い期間に状態・機能検査を行わなければならない」と定められている。今回の交番検査周期延伸は、省令・告示違反であると言える。会社の考えを明らかにすること。
2. 国土交通省告示 1786 号第 5 条のただし書き「車両の部位」の項目は新幹線電車交番検査周期延伸には相当しない。国土交通省告示 1786 号第 1 条に定める内容と今回の会社が提案している交番検査周期延伸についての整合性を明らかにすること。
3. 省令に違反する「交番検査周期延伸提案」については撤回すること。
4. 6 万キロで交番検査を施行するよりも 3 万キロ毎での施行が『安全最優先』であると考えるが、会社の考え方を明らかにすること。

II. 現場説明に関する事項について

1. 12 月 22 日、交検車両所において今回の周期延伸について若干の概要説明が行われた。しかし、短時間で、資料も配布されず、質問時間も不足というも

ので、到底周知してもらおうという姿勢は感じられなかった。今後の説明会、教育、模擬交検等のスケジュールについて明らかにすること。

2. 資料を個人に配布したうえで再度説明会を行うこと。

Ⅲ. 要員に関する事項について

1. 東京交番検査車両所の現在社員数を明らかにすること。

2. 提示された交番検査の出面は47名であるが、年休発給や行事などに要する要員を加えた適正要員は何名となるのか明らかにすること。

3. △37名となる根拠および具体的計算式を明らかにすること。

4. 交番検査体制が見直しされた場合、その要員は属人的に固定されるのか、それとも所員全員でプール運用とするのか明らかにすること。

Ⅳ. 作業変更に関する事項について

1. 下回関係及び運転台関係の具体的な作業の流れについて明らかにすること。

2. 運転台作業で屋根上・パン関係については、東京方と大阪方の両方からパン点検台に上がるという説明があったが、パン関係については、5号車・12号車とも同じ作業（舟体支えリニアシャフト部への給油、バネ圧調整など）とするのか明らかにすること。

3. 屋根上での絶縁測定はどの様に行うのか明らかにすること。

4. SEKの軸探は、1編成を何台の探傷機および何名で実施するのか明らかにすること。

5. 特修班の要員は、現行3班・16名がプール運用で対応しているが、1班6名では要員不足であり、時間的にも対応しきれない作業が発生すると思われる。時間内に終わらない場合の対応はどのように対処するのか明らかにすること。

6. 消耗品（ライニング・TC）の取替基準を変更するというが、何の規定をどのように改訂するのか明らかにすること。

7. 運転台の機器検査を12万キロにするようだが、何の規定をどのように改訂するのか明らかにすること。

以上